契約からの入札参加除外措置の流れ

管財課

業者等が暴力団等に関係しており、除外措置原因に該当するという情報を入手。

警察へ情報提供依頼

警視庁　組織犯罪対策部組織犯罪対策第三課

- 除外措置原因に該当
- 除外措置原因に該当する行為があるが認識なし又は不詳
- 除外措置要原因に該当しない

警視庁組織犯罪対策部 組織犯罪対策第三課

- 除外措置原因に該当

警察からの意見陳述

警察からの意見陳述

除外措置原因に該当しない
⇒措置なし

武蔵野市契約における暴力団等対策委員会

審議
○警察からの意見陳述により、除外措置となる原因に該当しているか否か
○除外措置を行うか否か
○除外措置を行わない場合、勧告措置を行うか否か

※除外措置原因に該当していることが明らかであり、委員会を開催する余裕がないときは、委員会での審議を経ずに措置の内容を決定することができる。

除外措置原因に該当する
⇒入札参加除外措置

勧告を行う必要がある
⇒勧告措置

管財課

入札参加除外措置通知書

暴力団等排除措置に関する勧告書

1年以内に再度勧告措置

入札参加除外措置の公表
(市ホームページ等)

契約からの除外措置
○一般競争入札、指名競争入札、随意契約からの排除
○下請負等の禁止
○契約の解除
○財政援助団体等への要請

入札参加除外措置期間の経過